

別表 2

| 対 象 | 監督及び検査体制の強化等にかかる措置 |
|-----|---|
| 工 事 | <p>1 施工体制台帳の内容のヒアリング 工事等担当課長は、請負人が提出した施工体制台帳について、必要に応じて現場代理人若しくは請負人の支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。</p> <p>2 施工計画書の内容のヒアリング 工事等担当課長は、共通仕様書に基づく施工計画書を提出させるに際して、必要に応じて現場代理人、請負人の支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。</p> <p>3 施工体制台帳、施工計画書及び工事工程表の履行確認 工事の監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳、施工計画書及び工事工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聞くものとする。</p> <p>4 工事情質の確保 工事の監督員は、設計図書に基づく段階確認検査又は立会検査の実施頻度を増加するなどにより、工事情質の確保を図る。</p> <p>5 安全な施工の確保 工事等担当課長は、安全パトロールの実施頻度を増加するなどにより、安全な施工の確保に係る確認を行う。</p> <p>6 適正な元請・下請関係の確保 工事等担当課長は、適正な元請・下請関係の確保に係る次の事項の確認を行う。</p> <p>(1) 下請契約内容の確認 適正な下請契約内容について、低入札価格調査済みの「下請（予定）業者一覧表」に基づき履行していることを確認する。</p> <p>(2) 建設労働者の労務単価の確認 適正な建設労働者の労務単価について、低入札価格調査済みの「労働者の確保（計画）」に基づき履行していることを確認する。</p> <p>7 検査の実施 検査は、適正な元請・下請関係の確保等について、検査担当課長及び検査担当係長の2名以上により、しゅん功検査を含め3回以上行う。</p> |